

居宅療養管理指導サービス 別紙利用料金表

2024年10月1日

サービスの利用料は下記の通りです
介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

			1割	2割	3割	
居宅療養管理指導(Ⅰ) (医師が行う場合)	単一建物居住者(1人)	1回あたり	515	1030	1545	月2回まで
	単一建物居住者(2~9人)	1回あたり	487	974	1461	月2回まで
	単一建物居住者(10人以上)	1回あたり	446	892	1338	月2回まで
居宅療養管理指導(Ⅱ) (医師が行う場合)	単一建物居住者(1人)	1回あたり	299	598	897	月2回まで
	単一建物居住者(2~9人)	1回あたり	287	574	861	月2回まで
	単一建物居住者(10人以上)	1回あたり	260	520	780	月2回まで
居宅療養管理指導 (管理栄養士が行う場合)	単一建物居住者(1人)	1回あたり	545	1090	1635	月2回まで
	単一建物居住者(2~9人)	1回あたり	487	974	1461	月2回まで
	単一建物居住者(10人以上)	1回あたり	444	888	1332	月2回まで

事業所名: きらり健康生活協同組合
せのうえ健康クリニック
住所: 福島県福島市瀬上町字四斗蒔1-6
連絡先: 024-554-5757